

検討項目	審議会における意見及び指摘	審議会の意見を踏まえた修正案
前 文	高齢者・障害者に関する表現 <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者・障害者を含めて市民等がそれぞれの役割を分担して・・・」に変更する(3段目) ・「高齢者も障害者も安心して心豊かに・・・」に変更する(4段目) ・「高齢者」「障害者」という表現ではなく「基本的な人権を尊重し安心して心豊かに・・・」に変更する(4段目) ・前文の表現は後の条文との整合が必要になる(条文を追加する必要がある) ・全ての市民を対象にするといった表現が、対象を包括的に表しており好ましい。(4段目) ・高齢者も障害者も市民であることに違いはない。「全ての市民が安心して心豊かに・・・」に変更する(4段目) 	<p>この条例は協働のまちづくりの推進を目的としたものであり、その対象は全ての市民であることから、「高齢者」「障害者」等の表現は使用せず、「全ての市民が安心して・・・」の表現を採用する。 ≪別紙案(資料2)≫</p>
	市民憲章について <ul style="list-style-type: none"> ・市民憲章でいう「きょうどう」は「協同」であり、この条例でいう「協働」とは異なる ・前文に市民憲章という表現は使わない方がよい。(使用する場合は精査が必要)(5段目) ・自治に関する条例の理念・目的のベースは市民憲章にある。 ・この条例が協働の推進を目的とした条例であるなら、前文は市民憲章色が強すぎる。 	<p>市民憲章の精神は協働のまちづくりの理念と通じるものであるが、市民憲章はまちづくり全般にかかる原則を示すものであり、協働のまちづくりの推進を目的とする条例よりも捉える対象が広範である。このため、前文において市民憲章の文言を使用しないこととする。</p>
	その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ・今回変更になっている「市民等」の部分を中心に議論すべき(3段目) 	<p>審議会において判断≪別紙案(資料2)≫</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの意志・・・」は「意志」は「意思」ではないか(3段目) 	<p>「意志」は行為者の積極的な思いを表す言葉であり、法律用語としては一般に用いられないといわれているが、この条例では条文ではなく、前文においてのみ市民の積極的な思いを表現する言葉として「意志」が使用されていることから、原案を採用する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの「衰退」は「希薄化」ではいけないのか(3段目) 	<p>審議会において判断≪別紙案(資料2)≫</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくりの主役は市民・・・」の「主役」は「主体」とすべき(5段目) ・市民検討会において、特に前文なので「市民が主役」という表現でも良いのではないかということになった(条文では市民が主役という表現はない) 	<p>審議会において判断≪別紙案(資料2)≫</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念を明示する ※第1条(目的)の条文と関連 	<p>「そこで私たちは、この基本理念に基づきまちづくりの・・・」に修正(5段目) ≪別紙案(資料2)≫</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・条例名称の変更 「まちづくり基本条例」⇒「協働のまちづくり推進条例」 	<p>「市長と語るまちづくり市民懇談会」の多くの会場で、市民の皆さんが「まちづくり基本条例」という条例名称から、本市のあらゆる分野(産業振興、雇用対策、社会福祉、環境、教育など)マスタープラン的なまちづくりに関する基本条例と誤解され、混乱が生じた。このため、当該条例の具体的な内容に的確に合致した条例名称に変更した方が、協働のまちづくりに関する理念やルールを明確に規定し、それを市民全体で共有化するという目的がより図られると考えられるため、条例名称は「まちづくり基本条例」から「協働のまちづくり推進条例」へ見直しを行なうこととする。</p>	

検討項目		審議会における意見及び指摘	審議会の意見を踏まえた修正案
第1章 総則	目的	「心豊かな」、「魅力ある」、「活力のある」(地域社会)という表現にする	審議会において判断<<別紙案(資料3)>>
		基本理念はどこに明示されているのか	前文の5段目に「この基本理念に基づき…」を追加<<別紙案(資料2)>>
	定義	「市民」、「市民等」について	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「市民」を個人として、「市民等」を事業者等を含む団体として定義する ・市民等を一番大きな括りとし、市民の定義を箇条書きにする ・営利、非営利に関係なく市民であることにかわりはない。「事業者」も市民等の中を含めるべき。他市の条例の定義でも事業者は市民に含まれている 	審議会の意見を踏まえ、事業を営む個人、法人を含め市民等として定義<<別紙案(資料4(2))>>
		事業者について	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「事業者」を第2条ではなく、第16条で定義するのはなぜか ・第2条に「事業者」を定義すると言葉の重みが増す 	審議会において判断<<別紙案(資料4(3))>>
基本原則	指摘事項等無し		